

ふ高第7023号
令和8年3月18日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 各位

ふじみ野市長 高 畑 博
(公印省略)

理由書の廃止について（通知）

日頃より本市福祉行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

令和8年度から制度の主旨の浸透が一定程度図られたことや、事務手続の簡素化を図るため、一部の手続において下記のとおり本市への理由書の提出を不要としますのでお知らせします。

記

1 理由書の提出が不要となるもの

- (1) 短期入所生活介護の利用日数が認定有効期間の半数を超えるとき。
- (2) 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを併用するとき。
- (3) 居宅要支援被保険者等に係る訪問型（通所型）相当サービスを位置付けるとき。

2 運用開始日

令和8年4月1日

3 備考

- (1) 理由書の提出については不要となりますが、その必要性を十分に検討した上で居宅（介護予防）サービス計画書に位置付けた場合には、その必要性について理由を「第5表 居宅介護支援経過」又は「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」に記載してください。
- (2) 一部理由書は廃止しますが、ケアプランに位置付けた必要性についての理由及びその記載の有無について運営指導等で確認していきます。
- (3) 必要性の判断に迷った場合は、本市へ相談してください。

問合せ先

福祉部高齢福祉課介護保険係

電話番号 049-262-9037